

## 奥浜名湖商工会への加入案内

- ・ 会員数 1,128名（2019年4月1日現在）  
（建設業 336、製造業 109、卸・小売業 229、飲食宿泊業 84、サービス業 145、その他 66、  
定款・特別会員 159）

### <経営相談・支援>

商工会では、経営のことで悩んでいる事業者のみなさまに対し、経営指導員などが様々な課題についてアドバイスを行っています。

経営相談・支援は、商工会の窓口で行うだけでなく、定期的に地域を巡回してアドバイスを行っています。さらに法律や税金などの専門家が事業者のみなさまの相談に応じています。もちろん相談について秘密は厳守します。

### <税務相談・経理指導>

商工会では、税金の各種控除を知りたい、青色申告制度ってなに？など、みなさまのお悩みに対し、帳簿の付け方から決算、申告の仕方まで、懇切丁寧にアドバイスを行っています。

決算や申告期には顧問税理士が専門相談員として無料税務相談に応じています。

### <金融相談・斡旋>

商工会ではみなさまの経営をより安定、向上させるために金融や信用保証に関する相談や斡旋などを行っています。

特に、事業資金を商工会の推薦により、日本生活金融公庫が無担保・無保証・低利で融資する「マル経資金融資」は、多くの小規模企業のみなさまに利用されています。

### <取引、販路開拓支援>

商工会では、インターネットを活用した企業情報など各種地域情報を発信し、みなさまのビジネスチャンスの拡大や地域の活性化を目指しています。また、東京の「むらからまちから館」は、販路開拓支援の拠点として、地域の特産品の需要動向の実態把握など、アンテナショップとしてご活用いただけます。

### <労務相談>

商工会では、みなさまの企業にお勤めの従業員の福利厚生のために、社会保険、労働保険、退職金などについて、ご相談にのり、アドバイスをしています。

### <専門家派遣事業>

専門家を無料で派遣いたします！

国と都道府県の補助を受けて、各都道府県の商工会連合会が実施しています。事業者さんの依頼に応じて、課題ごとに適切な専門家を県連が選定し、原則1テーマにつき1回以上、弁護士、税理士、公認会計士、弁理士、中小企業診断士、技術士等を無料で派遣し、事業者さんの課題を専門的見地から解決方法を検討いたします。

奥浜名湖商工会 本所 総務課（TEL527-2600、FAX523-0988）

## 商工会費、加入金

### (1) 加入金

区 分	金 額 (円)
個 人	5,000
法人企業	10,000

### (2) 加入金の払込みの方法

- ・加入承諾書を受理したとき納入をお願いします。

### (2) 会費及び払込みの方法及び納期

#### 1 会費徴収基準 (単位：円)

区 分	年 額
個 人	10,000
法 人	18,000

#### 2 従事者割賦課基準 (単位：円)

従事者数	従事者割
0人	0
1～2人	1,200
3～5人	2,400
6～10人	4,800
11～20人	9,000
21人以上	12,000

- ・従事者には法人有給役員（代表者除く）及び個人企業専従者を含む。
- ・従事者とは、所定労働時間週25時間以上の従業員をいう。
- ・所定労働時間週25時間未満の従業員は以下により換算する。

1週間の労働時間	換算従事者数
10時間未満	0人
10時間以上25時間未満	0.5人
25時間以上	1.0人

#### 3 会費の払込みの方法

- ・会費は、年2回に分割し原則として口座振替により納入。
- ・年度途中で会員になったときは、月割計算による。（10円未満の端数は切り捨て）

#### 4 会費の納期

1期分	7月31日まで
2期分	12月27日まで